
プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 518 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメントについて

（会計処理の論拠）

2. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「自己株式等会計適用指針案」という。）第 38-2 項について、事務局の提案のうち、共通支配下における取引である組織再編に類似した状況である旨を削除する案（案 B）としても、論拠に必要な記載はなされていると考えられるため、（案 B）に賛同する。
3. 相互取引であることにより会計上の取扱いを分ける理由の明確化の検討に関し、相互取引であるか非相互取引であるかを論拠として会計処理を定めていないのであれば、その旨は削除して良いと考える。

（完全子会社株式を対象とすることの明確化）

4. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）第 10 項(2)に「完全」を追記すべきと考えるが、追記しない場合であっても結論の背景に「完全」を追記しなかった理由を記載すべきと考える。
5. 今後の基準開発の余地を残すために、自己株式等会計適用指針第 10 項(2)に「完全」を追記すべきでないと考え、審議の内容や賛成と反対双方の意見が聞かれていた旨は結論の背景に補足して説明すべきと考える。
6. コメント対応表において、公開草案の提案の方向性を支持するコメントが同意しないコメントよりも多数であったと記載しているが、コメントの多寡により方向性を決めているように読めるため、このような記載はすべきでないとする。

(適用時期等)

7. 自己株式等会計適用指針案の経過措置に係る設定理由の明確化について、早期に基準開発を完了するニーズを記載する場合、いわゆるパーシャルスピノフ税制が時限措置であることに加えて、すでにパーシャルスピノフ税制の適用が開始されていることも含めてはどうか。
8. 自己株式等会計適用指針案の経過措置に係る設定理由の明確化に関するコメントの対応案では、原則的な遡及適用を求めなかった理由と 2023 年 4 月 1 日から基準公表日の間に実行された取引についての遡及適用を認める経過措置を設けなかった理由がそれぞれ記載されているが、理解し易いように整理して記載した方が良いと考える。

(その他)

9. 間接支配を含めた完全子会社についての取扱いの明確化を求めるコメントに関して、疑義を生じさせる懸念があるということであれば、今回の基準開発の対象は現物配当実施会社が当該子会社の株式全てを直接的に保有している場合のみを想定していることについて、結論の背景に記載してはどうか。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメントについて**(当期税金の計上区分)**

10. 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 5 項に基づく税額の計上区分の考え方について、資本で処理する株式分配の額自体に課される税金ではないというところを明確化することで理解に資すると考える。

以 上